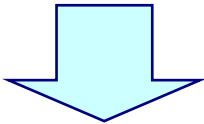


## ＜農政改革の施策概要＞

- 国の農政改革の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 農政改革に対応した本県の攻めの農業農村政策・・・・・・・・ 2
- 農地中間管理機構による農地集積の取組みと新たな集積施策・・・ 3

# 国の農政改革の概要

## 改革の背景

- 農業生産額が減少する中、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などの課題を克服し、農林水産業・農山漁村の本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題
  - 国では「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けて、平成 25 年 12 月に今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定
  - 「農林水産業を産業として強くしていく政策(産業政策)」と、「国土保全といった多面的機能を発揮するための政策(地域政策)」を車の両輪として推進
- 
- 創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げる。

## 4つの改革

### 1. 農地中間管理機構の創設

#### 【考え方】

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を加速させる。

#### 【改革のポイント】

- 担い手への農地の集積・集約を行う農地中間管理機構の創設
  - ・農地の借受けと担い手への貸付け
  - ・集約化による圃場条件の整備

### 2. 経営所得安定対策の見直し

#### 【考え方】

従来の経営所得安定対策については、一律的な支払いを廃止の方向とし、交付対象を担い手(認定農業者、集落営農、認定就農者)に特定し、安定的な農業経営ができるようにする。

#### 【改革のポイント】

- 米の直接支払交付金 [現行] 15,000 円/10 a ⇒7,500 円/10 a ⇒ [30 年産] 廃止
- 米価変動補填交付金 ⇒廃止
- 畑作物の直接支払交付金等 ⇒27 年産から対象者を担い手に限定

### 3. 水田フル活用と米政策の見直し

#### 【考え方】

主食用米に偏らず、需要のある麦・大豆・飼料用米などの生産を振興し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産ができるようにする。

#### 【改革のポイント】

- 行政による生産数量目標の配分 ⇒5 年後を目途に見直し
- 水田活用の直接支払交付金 ⇒飼料用米等への数量払いの導入(上限 10.5 万円/10 a)

### 4. 日本型直接支払制度の創設

#### 【考え方】

農地が農地として維持され、将来にわたり多面的機能が発揮されるようにする。

#### 【改革のポイント】

- 農地・水保全管理支払 ⇒多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)
  - ・交付単価(上限) 7,700 円/10 a ⇒9,200 円/10 a

産業政策

地域政策

# 農政改革に対応した本県の攻めの農業農村政策

※アンダーラインは新規

## 構造改革の加速化

### 1 担い手の確保・育成 681百万円

- (1) 認定農業者の規模拡大の推進 194百万円  
認定農業者の経営の高度化・法人化への支援と、園芸作物の生産拡大に必要な機械施設等への助成
- (2) 新規就農者の育成 375百万円
  - ① 青年就農給付金の交付と、新規就農者が経営開始に必要な機械施設等への助成
  - ② ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- (3) 集落営農の組織化の促進 112百万円
  - ① ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
  - ② 集落営農組織の合意形成活動や集積した農地面積に応じた助成と、経営発展に必要な機械施設への助成等

### 2 農地集積の促進 618百万円

- (1) ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
  - ① 農地集積計画を作成するための話し合い活動への助成と農地集積計画面積に応じた助成
  - ② 農地の出し手に対し交付される国の助成に加え、受け手に対しては県単独で助成
  - ③ 農地中間管理機構による農地集積専門員の地域への配置
- (2) 基盤整備の推進 360百万円
  - ① 農地の利用集積を促進するほ場整備・畦畔除去の実施と水管理を簡素化・合理化するパイプライン化
  - ② 水稻以外の品目作付のための暗渠排水（排水改良）の整備

## 生産振興の加速化

### 1 多様な水稻の生産拡大の推進 21百万円

- (1) 「おいでまい」を核とした売れる米づくりの推進 13百万円
- (2) ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
  - ① 飼料用米専用品種などの大規模展示ほの設置や栽培マニュアルの作成
  - ② 飼料用米活用技術の試験研究の実施

### 2 園芸作物や麦、大豆などの生産振興 244百万円

- (1) ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
  - ① 水稻に替わる園芸作物などの調査・研究、現地実証、栽培マニュアル作成 4百万円
- (2) 園芸作物や麦、大豆、飼料作物などの生産拡大に必要な機械、施設等への支援 231百万円
- (3) 「さめきの夢」の作付拡大に対する支援 9百万円

## 農業・農村基盤の整備・保全

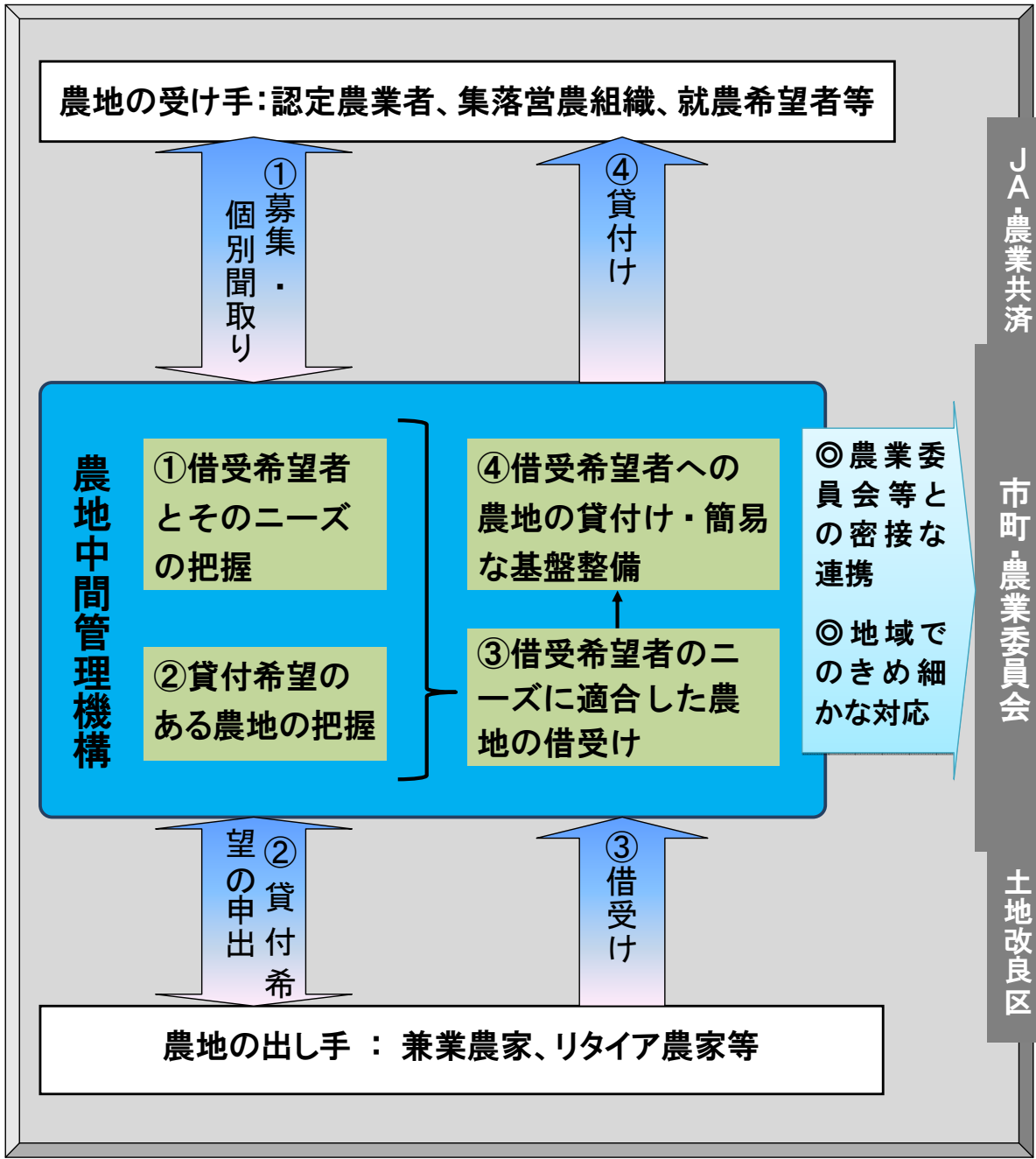
### 1 ため池整備など農業基盤の整備 4,402百万円

- (1) 老朽ため池の整備や耐震化、防災対策を実施 2,958百万円
- (2) 老朽化した農業水利施設の計画的・効率的な保全対策の実施 541百万円
- (3) 農村の生産基盤と生活環境基盤の整備を実施 903百万円

### 2 多面的機能維持 233百万円

- (1) ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
  - ① 農地維持支払 120百万円  
農業者等で構成される活動組織が、農地を農地として維持していくために行う共同活動を支援
- (2) 資源向上支払 113百万円  
地域住民を含む活動組織が、地域資源や農村環境、施設の長寿命化等の多面的機能の増進のために行う共同活動を支援

# 農地中間管理機構による農地集積の取組みと新たな集積施策



- 県 → 農地中間管理機構 123,649 千円**
- (1) **農地集積専門員配置事業 48,624 千円**  
機構による農地集積活動を行う専門員(16名)の地域への配置を支援
  - (2) **農地中間管理機構支援事業 75,025 千円**  
機構本部の人件費・運営費や、農地の保全管理経費への支援

- 県 → 市町(経由) 132,000 千円**
- (3) **農地集積計画策定事業 22,000 千円**  
計画作成に向けた合意形成活動への定額助成(100千円)と集積計画面積に応じた助成(10千円/10a)
  - (4) **農地集積推進事業 60,000 千円**  
機構への農地の出し手に対し交付(地域で農地をまとめて出した場合2万円/10a、農業をリタイアした場合30万円/戸等)
  - (5) **農地集積補助金交付事業 50,000 千円**  
機構からの農地の受け手に対し交付(20千円/10a、ただし集積の上限は10ha)

- 県 → 農業委員会・農業会議 1,800 千円**
- (6) **農業委員会等連携活動事業 1,800 千円**  
農業委員会等が機構と連携して行う活動を支援

公益財団法人 香川県農業振興公社を機構として指定し、名称を「公益財団法人 香川県農地機構」に改め、機構事業を4月からスタート。